

令和6年度

いじめ防止基本方針

鹿児島市立郡山小学校

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、全ての児童に関する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめをなくすことを目標に行わなければならない。

また、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、家庭、地域住民その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行わなければならない。

法により、全ての学校はいじめに関する問題を特定の教職員で抱え込まずに組織的に対応するために、校内組織を設置することが義務づけられている。

2 いじめの防止等に関する基本的な考え方

(1) いじめの定義

「いじめ防止対策推進法」(平成25年法律第71号)

第一章 総則

(定義)

第二条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校(幼稚部を除く。)をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者(親権を行う者のないときは、未成年後見人)をいう。

※ 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、当該児童生徒が関わっている仲間や集団(グループ)などとの人的関係を指す。

※ 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかは除く。

ア いじめの認知

特定の教職員のみによることなく、第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。

イ いじめの判断

- 表面的・形式的に行わない。
- いじめられた児童の立場に立つ。
- 「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることがないように努める。
- いじめられていても、本人がそれを否定する場合があることを踏まえ、児童の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する。
- いじめられた児童本人や周辺の状況等を客観的に確認する。
- いじめられた児童の感じる被害性に着目して見極める。
 - ・外見的にはけんかやふざけのように見える場合など
 - ・インターネット上で悪口を書かれた児童がそのことを知らずにいるような場合など
- いじめに当たると判断した場合にも、全てが厳しい指導を要するとは限らない。
 - ・好意から行った行為が心身の苦痛を感じさせてしまった場合など

3 具体的ないじめの態様

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
 - ・ 不快に感じるあだ名をつけられ、しつこく言われる。
 - ・ 容姿や言動について、不快なことを言われる。
 - ・ 「消えろ」「死ね」などと存在を否定される。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
 - ・ 遊びや活動の際、集団に入れない。
 - ・ わざと会話をしない。
 - ・ 席を離す、避けるように通る。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
 - ・ ぶつかるように通行する、通行中に足をかけられる。
 - ・ 遊びと称して、よく技をかけられたり、叩かれたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
 - ・ プロレスごっこ、ボクシングごっこ等と称して、暴力をふるう。
 - ・ 叩かれたり、蹴られたりすることが繰り返される。
- 金品をたかられる
 - ・ 脅されて金品を要求される。
 - ・ 筆記用具を何度も貸しているが、返却されない。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
 - ・ 靴を隠される。
 - ・ 持ち物を取られ、傷をつけられる、ゴミ箱に捨てられる。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
 - ・ 机や壁に誹謗中傷を書かれる。
 - ・ 人前で衣服を脱がされる。
 - ・ 脅されて万引き等をさせられる。
- パソコンや携帯電話等での誹謗中傷や嫌なことをされる
 - ・ ブログや掲示板に誹謗中傷や事実と異なることを書かれたり、個人情報や恥ずかしい写真を掲載されたりする。
 - ・ いたずらや脅しのメールを送られる。
 - ・ SNSのグループからわざと外される。

4 いじめの未然防止

いじめはどの学級にも起こりうる、どの子どもも被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、児童の尊厳が守られ、児童をいじめに向かわせないための未然防止に全ての教職員で取り組む。

(1) 学校教育活動全体を通じた豊かな心の育成

- 児童の能力・個性や興味・関心等に応じた学習活動を推進し「分かる・できる喜び」を味わわせる授業
- 「道徳の時間」を核として、道徳教育を充実させ、社会性や規範意識、思いやりなどの豊かな心の醸成
- 互いを思いやり、互いに尊重し合いながら成長し合うことの大切さを理解させ、生命尊重の精神や人権感覚を磨く人権教育の推進
- 子どもと職員、子ども同士の信頼関係を確立し、学年・学級経営の充実の推進
- 行事や児童会活動等を通して、学級・学年・学校の集団への帰属意識・連帯感の高揚を図る指導

(2) 児童や学級の状況の把握

- 児童一人一人の個性や児童間の人間関係、家庭環境等の把握と指導助言
- 授業中、休み時間、給食時間、掃除時間の子どもの言動の観察

(3) 児童のいじめ防止の主体的な取組

- 人権カレンダーの作成と朝の会での全員復唱
- 学級活動(話し合い活動)や児童総会でのいじめ防止についての話し合いの場の設定
- 「ニコニコ月間」期間中のポスター・標語の作成と掲示
- 人権教室(12月実施)での講話などを基に意見や感想等の発表

5 いじめの早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識する。たとえ、ささいな兆候であっても、いじめではないかと疑いを持って、早い段階から複数の教職員で的確にかかわり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知できるようにしていく。

そこで本校では、日頃から児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す変化や危険信号を見逃さないようにアンテナを高くし、教職員相互(連絡会、情報交換会、年会等)が児童の情報について共有することができるようにしていく。

さらに、次のような措置を全職員で共通実践していく。また、必要に応じて関係機関と連絡を取り合えるようにしていく。

- なかよしアンケートの定期的な実施による情報の収集・共有
- 県作成の「いじめ対策必携」の活用
- 定期的な教育相談による児童の状況の把握と情報の共有
- スクールカウンセラーや臨床心理相談員等の保護者への周知及びその活用
- 管理職をはじめ、全職員による校内巡視等の実施
- 児童への日常的な声掛けや生活ノート、日記、観察等による心情把握
- 児童・保護者から担任や職員への相談しやすい雰囲気づくりの醸成

早期発見のための6項目	担当	具体的な取組
○アンケートの定期的な実施による情報の収集、共有	生徒指導係 教育相談係 人権同和教育係	・学校生活アンケート(4月・9月) ・SNS アンケート(1月) ・学校楽しいーと(6月・10月) ・なんでも相談カード(5・7・11・12月)
○「いじめ対策必携」の活用	生徒指導主任	・校内研修／職員会議での読み合わせと確認
○定期的な教育相談による児童の状況の把握と情報の共有	教育相談係	・全保護者対象の教育相談(各月)
○スクールカウンセラーや臨床心理相談員等の保護者への周知及びその活用	教頭	・スクールカウンセラーや臨床心理相談員等の案内文の配付と周知(4月・随時)
○管理職をはじめ全職員による校内巡視等の実施	全職員	・朝、休み時間、放課後等の校内巡視
○学校の取組の発信及び情報の収集・共有	管理職 学年主任	・学校便りや学年通信、PTAの会合 ・学校評議員会、校区まちづくり協議会

6 適切かつ迅速な対応

いじめの兆候を発見した時、問題を軽視することなく、迅速かつ的確に対応する。いじめを受けている児童の苦痛を取り除くことを最優先とし、情報を共有して組織的な対応をしていく。必要に応じて、市教育委員会へ報告し、指導・助言を受ける。

(1) いじめを受けた児童への対応

- いじめを受けている児童を守るとともに、心配や不安を取り除き、解決への希望や自分に対する自信をもたせる。
- 関係児童だけでなく、周囲の児童からも事情を聞き取り、全職員で情報の共有を図る。

(2) いじめを行った児童への対応

いじめを行った児童から、十分に話を聴き、いじめの内容や関係する児童の事実関係を明らかにする。その上で、傷ついた相手の気持ちを理解させ、心から謝罪できるように指導する。さらに、組織的・継続的に見守り、指導を徹底する。

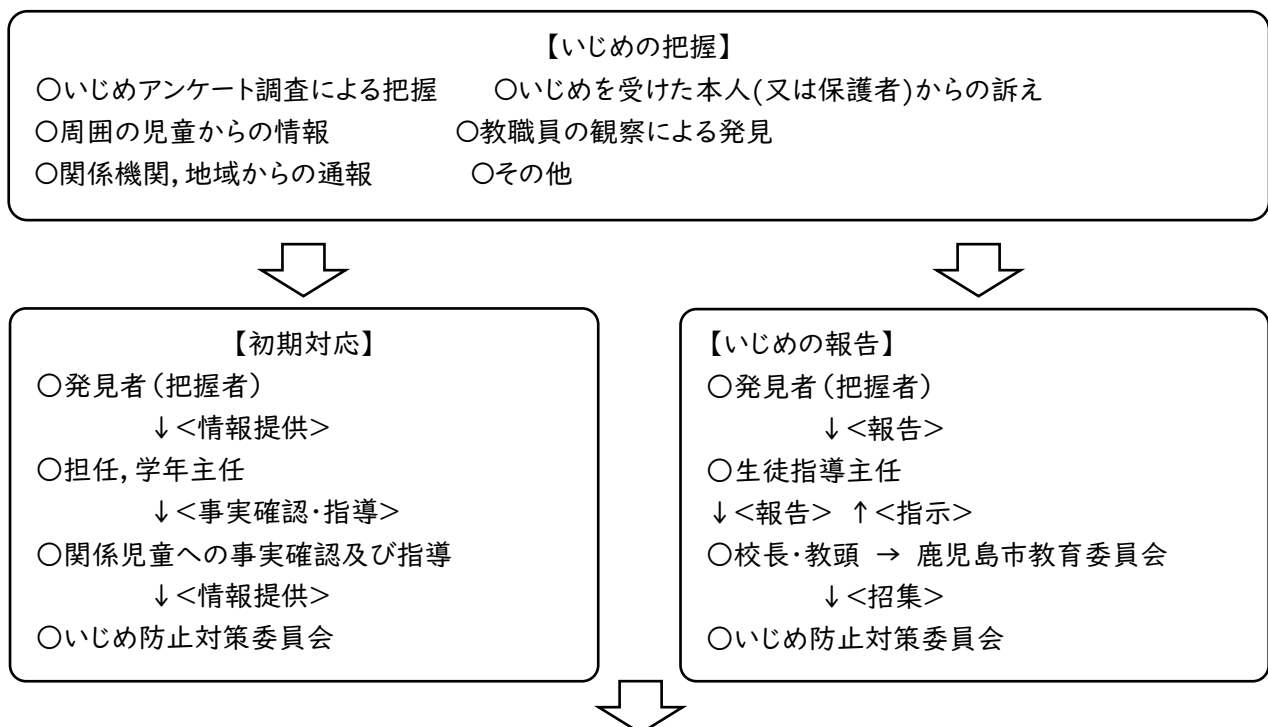
(3) いじめを受けた児童の保護者への対応

- 話合いの機会を早急にもつ。
- 誠意ある対応に心がける。
- 学校が把握していることについて伝えるとともに、家庭での様子についても話し合う。
- 必要に応じて家庭訪問を行うなど、解決するまで継続的に保護者と連携を図る。

(4) いじめを行った児童の保護者への対応

- 学校で調べて明らかになった事実関係やいじめられている児童、保護者の心情を正確に伝える。
- 学校としての指導方針を伝えるとともに家庭での指導・見守りを依頼し、今後の取組について話し合う。
学校は、双方の保護者ともに連絡を密にし、謝罪の場を設けるなど、誠意を尽くした対応を続けるとともに、保護者の心のケアを図るため、必要に応じてスクールカウンセラーや臨床心理相談員等を活用する。

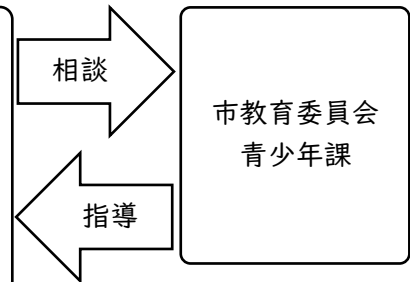
【いじめ問題等への基本的な対応の流れ】



【いじめ防止対策委員会開催】

校長・教頭・生徒指導主任・教務主任・保健主任・学年主任・養護教諭・該当職員
 ※ 必要に応じて、スクールカウンセラー，民生委員，市こども福祉課，児童相談所

- 緊急度の確認(生命，心身又は重大な被害が生じる可能性)
- 詳細な調査の必要性の検討（調査の内容と方法）
- 具体的な指導・支援の方針（役割分担・支援チームの編成）
- 全職員による共通理解の形成指導
- 保護者への対応（当事者への対応・それ以外の保護者への対応）
- 関係機関との連携の方向性の検討



	いじめられた児童	いじめた児童	傍観者
校内	<ul style="list-style-type: none"> ○児童の安全の確保に配慮して安心させる。 ○心のケアをしながら児童の話聴くことを重視し，共感的理解に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ○被害児童の心理的・肉体的苦痛を十分理解させる。 ○いじめは人間として許されない行為であることを自覚させる。 ○この児童の家庭環境や人間関係等を把握しておく。 	<ul style="list-style-type: none"> ○自分の問題としてとらえさせ，勇気をもって誰かに知らせることの大切さに気付かせる。 ○いじめは人間として許されない行為であることを自覚させる。
保護者	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめを発見した日に家庭訪問等で事実関係を伝える。 ○今後の指導方針・対応・手立てについて伝える。 ○保護者の気持ちに寄り添い，共感的に受け止める。 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校が把握している事実や経緯等を正確に伝え，いじめられた子どもや保護者の気持ちに共感してもらう。 ○「いじめは決してゆるされない行為」という毅然とした姿勢を示し，事の重大さを認識させ，家庭での指導を依頼する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○個人情報の内容や保護者の意向を確認の上，教育的配慮の下，学級PTA等で事実経過や児童の様子について説明する。

【再発防止に向けた取組】

- 事実関係の整理，指導方針の再確認
- 児童理解の情報の共有
- 生徒指導・教育相談体制の検討
- 必要に応じ，保護者会の実施
- 必要に応じ，外部専門家の派遣要請
- 関係機関・地域との連携強化
- 学年・学級経営の見直し(信頼関係の構築)
- 定期的な面談(保護者・児童)

7 年間計画

月	いじめ防止対策委員会	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域との連携
4	○基本方針の確認 ○職員研修 (児童理解) ○情報交換会	○学級開き ○「いじめ(不登校)問題」を考える週間 ○スクールカウンセラーの周知	○身体測定 ○給食時間おかわり ○机の並べ方 ○係活動編成 ○休み時間の様子 ○学校生活アンケート	○学級PTA ○PTA総会 ○家庭訪問
5	○委員会開催 ○情報交換会	○「にこにこ月間」の取組 ○人権カレンダーの作成	○なんでも相談カード	○運動会 ○家庭訪問
6	○情報交換会	○学校楽しいーとの実施 ネットトラブルを考える授業	○学校楽しいーと ○教育相談時の情報収集	○小中連携研修会 ○保幼小連携研修会 ○家庭教育学級
7	○情報交換会		○水泳学習 ○なんでも相談カード	○学級PTA ○教育相談
8		○校内研修 (講師派遣)		○教育相談 ○出校日
9	○情報交換会	○「いじめ(不登校)問題」を考える週間	○学校生活アンケート	○教育相談
10	○情報交換会	○学校楽しいーとの実施	○学校楽しいーと ○身体測定	○教育相談 ○保幼小連携研修会
11	○情報交換会		○なんでも相談カード	○県民週間学校公開 ○教育相談 ○学校運営協議会
12	○情報交換会	○人権教室 ○人権週間の取組	○なんでも相談カード	○学級PTA ○教育相談
1	○情報交換会	○「いじめ(不登校)問題」を考える週間	○SNSチェックシート	○教育相談
2	○情報交換会		○なんでも相談カード	○教育相談
3	○情報交換会(判定会の際に)	○6年生を送る会 ○お別れ遠足	○なんでも相談カード	○学校運営協議会
通年	○校内外のいじめに関する情報収集 ○対応策検討 ○委員会開催(随時) ○情報交換会	○日常観察 ○情報モラルの指導 ○全校集会での講話	○毎日の健康観察 ○家庭訪問(随時)	○学級PTA ○あいさつ運動 ○校区あいご会・校区まちづくり協議会・民生委員との連携

8 いじめ防止対策委員会（生徒指導推進委員会）〔4, 6, 8, 12, 3月実施〕

校長・教頭・生徒指導主任・教務主任・保健主任・学年主任・養護教諭・該当職員
 ※ 必要に応じて、スクールカウンセラー、民生委員、市こども福祉課、児童相談所等



- 生徒指導体制(学校いじめ防止基本方針の評価・改善)
- 教育相談体制(全保護者対象教育相談実施)
- 校内研修体制(夏季事例研修会の計画, 外部講師招聘)

9 いじめの重大事態への対処

(1) 重大事態の意味と事態例

- 生命, 心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
 (法第28条第1項第1号に係る事態)

- ・児童が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な障害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神症の疾患を発症した場合

※「重大な被害」とは, 児童の心情を踏まえて, 判断していく必要がある。
 ※児童からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは, 重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

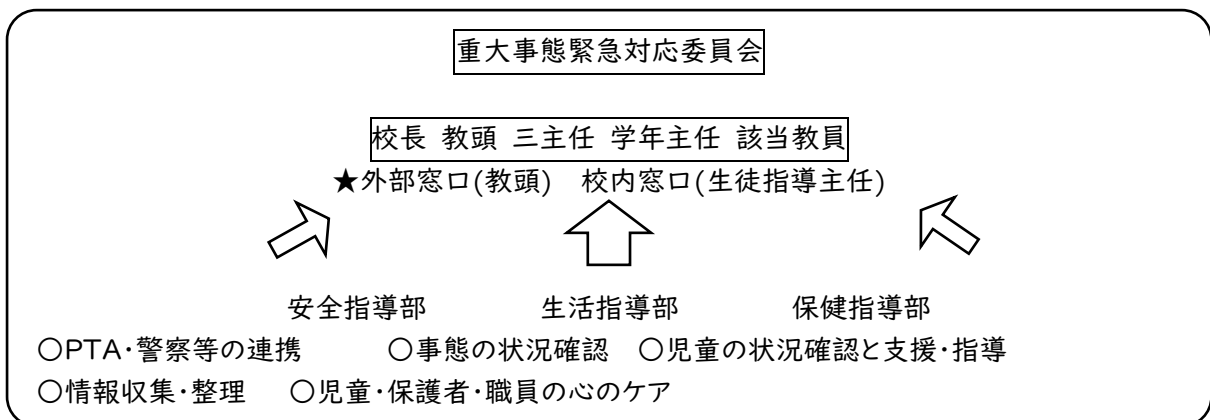
- いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき(法第28条第1項第2号に係る事態)

※年間30日を目安とするが, 児童が一定期間, 連続して欠席しているような場合も学校の判断で重大事態と認識する。

(2) 重大事態への緊急対応

- 重大事態を認知した場合は, 学校は, 市教育委員会へ報告する。
- 全校体制による緊急対応
 - ・事態の状況確認, 情報収集, 情報整理
 - ・児童の状況確認と支援・指導, 児童・保護者・教職員の心のケア
 - ・PTA・警察・民生委員などとの連携
 - ・市教育委員会からの指導・支援
 - ・臨床心理相談員やスクールカウンセラー等の緊急派遣要請

(3) 事実関係の調査と結果の提供・報告



因果関係の特定を急がず, 関係機関等との情報連携を図りながら, 客観的な事実関係を次のことに留意して以下のことについて速やかに調査を行う。

- いつ(いつ頃から) ○どこで ○誰が ○何を, どのように(態様)
- なぜ(人間関係の状況や学校の対応に関する課題など)

いじめられた児童からの聴き取りが可能な場合、聴き取り調査を中心に実施するなど、調査については十分な配慮を行い、インターネット上のプライベートに関する情報拡散・風評被害等にも配慮する。

- ・いじめられた児童の学校復帰を最優先とした調査
- ・情報を提供してくれた児童等の安全確保
- ・県教育委員会が実施する「学校ネットパトロール事業」を活用した緊急監視の実施等

いじめられた児童からの聴き取りが不可能な場合(いじめられた児童が入院又は意識不明等の症状や死亡した場合)、当該児童の保護者の要望・意見を十分に聴取し、今後の調査について協議し、調査に着手する。

ア いじめられた児童及びその保護者に対して

- 調査方法や調査内容について、十分説明し、合意を得ておく。
- 調査経過についても、適時・適切な方法で報告する。

イ 調査対象の児童及びその保護者に対して

- 調査によって得られた結果については、分析・整理した上で、いじめられた児童及びその保護者に情報提供する旨を十分説明し、承諾を得ておく。

ウ いじめを受けた児童やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を説明する。また、学校は市教育委員会に報告する。

(4) その他留意事項

- 報道取材等への対応は、プライバシーへの配慮を十分に行い、事実に基づいた、正確で一貫した情報を提供するために、市教育委員会の指導を受けながら対応する。

(5) 関係機関

関係機関	電話番号
鹿児島市教育委員会青少年課	227-1971
県警察本部(少年サポートセンター)	232-7869
鹿児島市西警察署	285-0110
郡山交番	298-3550
県総合教育センター教育相談課	294-2200
県中央児童相談所(面談は要予約)	264-3003
県こども総合療育センター(面談は要予約)	265-2400
鹿児島市子ども福祉課	216-1262
郡山小学校	298-2007
郡山中学校	298-2004

10 その他

- 学校いじめ防止基本方針を、学校のホームページで公表し、児童一人一人のいじめの防止への理解と認識を深め、実践への意欲喚起を図ることができるようにする。
- 学期末に、定期的な点検・見直しを行い、これに基づいた必要な措置を行い、学校いじめ基本方針を更新していくようにする。

いじめられている子供の出すサイン「いじめ対策必携」より転記

生活場面等	生活場面等観察の視点(特に,変化が見られる点)	気になる子ども
朝の会	<input type="checkbox"/> 遅刻,欠席が増える。 <input type="checkbox"/> 出席確認の際,声が小さい	
授業開始時	<input type="checkbox"/> 涙を流した気配が感じられる。 <input type="checkbox"/> 一人だけ遅れて教室に入る。	
授業中	<input type="checkbox"/> 筆圧が弱くなる。 <input type="checkbox"/> 頭痛,腹痛などを訴え,保健室に行くことが多い。 <input type="checkbox"/> ふざけた質問をする。	
休み時間	<input type="checkbox"/> 一人でいることが多い。 <input type="checkbox"/> わけもなく階段や廊下等を歩いている。 <input type="checkbox"/> 用もないのに職員室等に来る。 <input type="checkbox"/> 仲良しでない者とトイレに行く。	
給食時	<input type="checkbox"/> 食べ物にいたずらをされる。 <input type="checkbox"/> グループ分けて孤立しがちである。 <input type="checkbox"/> 好きな物を級友に譲る。	
清掃時	<input type="checkbox"/> 目の前にゴミを捨てられる。 <input type="checkbox"/> 人の嫌がる仕事を一人でする。	
放課後	<input type="checkbox"/> 顔にすり傷や鼻血の跡がある。 <input type="checkbox"/> 用事がないのに残っている日がある。 <input type="checkbox"/> 少年団活動に参加しなくなる。 <input type="checkbox"/> 他の子の荷物を持って帰る。	
その他	<input type="checkbox"/> うつむきがちで視線を合わさない。 <input type="checkbox"/> 寂しそうな暗い表情をする。 <input type="checkbox"/> 独り言を言ったり,急に大声を出したりする。 <input type="checkbox"/> 日記,作文,絵画などに気にかかる表現が表れる。 <input type="checkbox"/> 教材費,写真代などの提出が遅れる。 <input type="checkbox"/> 言葉遣いが荒れた感じになる。 <input type="checkbox"/> 校則違反,万引などの問題行動が目立つようになる。 <input type="checkbox"/> 教科書やノートにいやがらせの落書きをされたり,やぶられたりしている。	